Nuclear Weapon & Nuclear Test 核兵器 · 核実験モニター

391-2 12/1/15

毎月2回1日、15日発行 1996年4月23日 第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリューネ1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 **編集長■**田巻一彦 **郵便振替口座■**00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行□座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

金正恩体制と6か国協議の行方

進展しつつあった米朝会談の継続に期待

朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の金正日総書記が死去し、三男の金正恩氏が最高権力者となった。北朝鮮の将来に世界中の関心が集まっている。とりわけ、朝鮮半島の非核化を目指す6か国協議の再開をめぐって金正恩体制がどのような方針を示すかが注目される。昨年末、6か国協議の再開につながる米朝の3回目の予備会談がもたれようとしていた矢先に金正日総書記が死去した。北朝鮮の新しいウラン濃縮と軽水炉建設計画の現状と6か国協議の再開をめぐる経緯をたどり、積極的な関与政策の必要性を述べる。

遺訓政治の継承

2011年12月19日、北朝鮮は金正日総書記が17日朝に急死したと報じた。かねてからの準備通り、三男の金正恩氏が三代目の世襲権力者となった。氏は29歳の若さであるとされる(1月8日で29歳になったが、年齢、誕生日とも異説がある)。12月28日に総書記の葬儀、告別式が、また、翌29日に中央追悼大会が、平壌で行われた。その時点で金正恩氏は最高指導者と呼ばれたが、公式な肩書きは人民軍の大将、朝鮮労働党中央軍事委員会副委員長に過ぎなかった。しかし、翌30日、党政治局会議は正恩氏を急遽、朝鮮人民軍最高司令官に任命した。正日氏の死去で空席になっていた地位の一つである。

若い指導者への転換が長期的には北朝鮮に重要な変化をもたらすと考えられる。しかし、当面は金正恩体制を固めるために、金正日総書記の威光をかりた「遺訓政治」が取り巻きによって追求されると思われる。その中心に軍事を最優先とする「先軍政治」の継承がある。葬儀中も葬儀後もそのようなメッセージが繰り返された。

2012年1月1日の恒例の3紙共同社説¹は、「偉大なる金正日同志は傑出した理論家であり、無比の老練な政治家であり、輝かしい先軍司令官

であった」と追憶したうえで、「敬愛する金正恩 同志はすなわち偉大なる金正日同志である。全 党、全軍、全人民は人間の砦、人間の盾となって 死して金正恩同志を守る固い決意を抱き、偉大 なる党に永遠に殉じるべきである」と書いた²。

「ウラン濃縮・軽水炉」路線

核抑止力や原子力の開発はそのような遺訓政治、先軍政治の重要な一部分である。韓国の李明博大統領の年頭の辞に反論して出された北朝鮮「祖国平和統一委員会」書記局はこう書いた。

今号の内容

金正恩体制と6か国協議

<資料>北朝鮮外務省声明/ロシア政府コメント

年頭にあたって 田巻一彦

<資料>赤十字の核廃絶運動

軍縮部長インタビュー/決議背景資料

APLN、北東アジア非核地帯を重視 〈資料〉設立声明

米議会の予算ゼロ査定と普天間

【連載】被爆地の一角から(60)

「米口の『矛と盾』競争」土山秀夫

「世界が認めているように、DPRK(北朝鮮)はれっきとした核兵器国であり、その核抑止力は何物とも取り引きすることのできない革命的遺産である。…敵が侵略しようとする限り、DPRKはその尊厳と主権の防衛のために核兵器国の地位をさらに強化するであろう。」3

このように、金正恩体制が核抑止力の保持を 継続する方針であることが明言されている。

しかし、一方で、北朝鮮が2010年11月に公然 化させたチュチェ原子力産業計画⁴、つまり独自 技術によるウラン濃縮と軽水炉建設計画に関し ては、末期の金正日体制は取り引きの可能性を 示してきた。

その説明の前に、これら核計画の進捗状況について述べておこう。

11年11月30日、北朝鮮外務省は低濃縮ウラン製造と実験軽水炉建設が順調に進んでいることを発表した(2ページ、資料1)。この声明で注目すべきは、核抑止力の保持には一切言及せずに、平和利用の権利と低濃縮ウラン・軽水炉路線の正統性に限定して構成されていることである。その文脈の中で、声明は「6か国協議を無条件に再開し、同時行動の原則に立って9.19共同声明を段階的に履行する用意がある」と述べている。この立場は、6か国協議再開に関するかけ引きがウラン濃縮問題を入口として進行していた当時の状況を反映したものであり、金正日総書記が死去する直前の時期における北朝鮮の外交方針がここに現れていると考えてよい。

北朝鮮の発表に対して、ロシア外務省がすぐ

さま異例のコメントを発表した(3ページ、資料2)。ロシアは厳しく北朝鮮に注文を付けているように見えるが、実は入口論としては北朝鮮が望んでいる方向に6か国を誘っている内容になっている。すなわち、抑止力問題には触れずに、北朝鮮のウラン濃縮・軽水炉路線を不拡散体制の枠内であれば容認する方向で、北朝鮮に行動を促している。この局面における様相は、表面的にはイラン問題に似通っている。しかし、北朝鮮の場合は、争点のウラン濃縮・軽水炉の問題とは別のところで、すでに初期の核抑止力の保持を公然化している点において、イラン問題と根本的に異なっている。

5項目条件と3段階論

上記のような入口論がどのように生まれてきたのか?6か国協議再開への努力の経過を知り、最新の北朝鮮の方針を確認しておこう。

09年4月に北朝鮮は6か国協議からの撤退を表明し、08年12月の主席代表者会議が最後の6か国協議となった。それ以後、09年5月の北朝鮮の第2回核実験、10年の哨戒艦天安沈没事件、大延坪島砲撃事件などによる南北の緊張激化などがありながらも、中国を中心に6か国協議再開の努力が断続的に行われた。

韓国の李明博政権が再開を強く拒む中で、日 米韓3か国は意見調整を行い、10年12月6日の外 相会談で、協議再開のための5項目の条件に合意 した。5項目は次の通りである。

【資料1】実験軽水炉の建設:北朝 鮮外務省報道官

朝鮮中央通信、2011年11月30日

11月30日、ピョンヤン(朝鮮中央通信)ー朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)外務省報道官は本日、正統な平和目的の核活動に関する声明を発表した。

核エネルギーの平和利用は、国際法によって承認された主権国家の正統な権利である。同時にそれは、膨大な核エネルギー資源を保有する我が国が火急の電力問題を解決するための唯一の方法である。

我が国は、国外からの軽水炉提供の 約束が実行される見込みがないこと に鑑み、経済発展戦略に従い、軽水炉 を独自に建設することを決意した。

試験用軽水炉の建設と、原料供給のための低濃縮ウランの製造は、我が国の自立的国家経済及び飛躍的な発展を遂げている最新科学技術の確固たる基盤の上に着実に進展している。

我が国は、一切恐れることも隠すこともなく、電力生産のための平和目的の核活動のあらゆる段階を国内外に

向けて公表してきた。同時に我が国は、生起しうるいかなる懸念についても6か国協議をとおして議論するという柔軟な姿勢を明らかにするとともに、それらの活動が平和目的であることを、IAEAを通じて世界に証明することができる。(略)

我が国の平和的核活動の権利は、朝鮮半島の非核化を議題とする交渉の当初から、その前提として承認されてきた。それゆえに米国は、朝米枠組み合意の第1項において我が国に軽水炉を提供することを約束した。これと同じ理由から、6か国協議において採択された9.19共同声明の第1項には、我が国の平和的核エネルギー利用の権利の尊重と軽水炉提供の約束が明記された。

NPTに加入していない諸国は平和目的の核活動を実行している。これは動かしがたい事実である。

それにもかかわらず、我が国に敵対する諸国は、我が国の軽水炉建設とウラン濃縮活動を朝鮮半島の非核化を阻害するものと言い募っている。これは、核エネルギー平和利用に関する我が国の権利を不法だと見なし、権利行

使を妨害することを意図するもので ある。

核エネルギー平和利用の権利は、我 が国の主権と発展にとって死活的な ものである。それゆえ譲歩、妥協の余 地はない。(略)

9.19共同声明は、米国が我が国への核の威嚇と敵対的関係を終結させるとともに、朝鮮半島全体の永続的平和メカニズムを構築するとの基本的約束を定めている。

すべての関係国が、同時行動の原則 にたって同声明に明記された自らの 約束を履行して初めて、朝鮮半島非核 化の展望は開かれる。

我が国には、6か国協議を無条件に 再開し、同時行動の原則に立って9.19 共同声明を段階的に履行する用意が ある。

自らのなすべきことをなさず他国 に一方的な要求を押し付けること、さ らには我が国の平和的核活動を非合 法化したり無期限に遅延させるよう な企みは、断固とした手痛い対抗措置 に晒されるであろう。

(訳:ピースデポ、英語版より訳出)

年頭にあたって

35年前の記憶と 「福島」



田巻 一彦 本誌編集長・ピースデポ副代表

1977年、新卒として就職した水処理装置メーカーで最初に命じられた仕事は、原子力発電関連プラントの試運転だった。「福島事態」でよく知られるようになったが、原子力発電では、水処理がきわめて重要な役割を果たす。原子炉への純水の供給、タービンを回した後に蒸気が凝縮された「復水」を純水にして原子炉に戻すシステム、そして使用済み燃料プールの

①ウラン濃縮活動の即時停止

- ②IAEAの監視要員の受け入れ
- ③6か国9.19声明5遵守の再確認
- ④弾道ミサイル発射の一時停止
- ⑤朝鮮半島休戦協定の遵守

一方、中国は韓国、北朝鮮との間で調整し、11年4月26日、次のような3段階を経て6か国協議を再開することで合意をとりつけたことを明らかにした。①南北の6か国協議首席代表者の会談、②米朝協議、③6か国協議の再開。

第1段階の南北主席代表者会議は、11年7月22日、ARF(ASEAN地域フォーラム)の機会を利用してバリ島ヌサドゥアにおいて行われた。それを踏まえて第2段階の米朝協議が開始された。

1年7か月振りとなる核問題に関する米朝協議は、第1回が11年7月28日~29日(ニューヨーク)、第2回が同年10月24日~25日(ジュネーブ)に開催され、第3回が年内に開催される見通しであった。その時に金正日総書記の死去があったのである。会議は概ね順調に前進していた。米国は前述の5項目条件をもって交渉に臨んだ。前述の北朝鮮外務省発表(**資料1**)は第2回終了後に出されたものであり、第3回を促す意図をもっていると解釈できる。これで明らかなように、北朝鮮は項目③の9.19声明の段階的実施を

冷却水の浄化…私の属した会社は原子力関係の水処 理プラントを一手に請け負っていた。

福島で、破局への階段を登り詰める原子炉を前にした技術者たちの狼狽と混乱は、35年前に私が立っていた現場の姿から想像に難くない。目の前の大口径のバルブを操作しながら、配管のその先がどこにつながっているかを「図面」でしか知らないまま、インカムで伝えられる中央制御室の計器の指示だけを頼りに懸命に手を動かす、私は「成長産業=原子力発電」に群がる、そんな技術者の一人だった。

人間が全体像を把握することを拒む「モンスター技術」への不信と恐怖から、私は30歳前に転職した。その後、仕事と市民運動の「二足のわらじ」を履きつづけた私にとって「原発反対」が自分の中心テーマではなかったことは事実である。しかし、今、核エネルギーのもう一つの側面と格闘する自分の原風景には、35年前のあの不気味な空間の記憶がある。

受け入れている。諸報道によると、①のウラン濃縮に関しても条件を持ち出しており、別枠の人道支援と絡めることによって妥協が成立する可能性がみえていた。②のIAEAの監視に関しては寧辺地区に限定すれば問題ないがそれ以上の介入に難色を示していると伝えられている。

このように、ウラン濃縮問題に歯止めをかけることを入口とすることで、交渉の扉が開かれる可能性が見えていた。

遺訓政治の継承という観点からすれば、進展の兆しが見えていた6か国協議の再開に向けた交渉は継続する可能性が高い。金日成死去の時、米朝枠組み合意への交渉が継続されたという前例もある。とはいえ、基盤の弱い正恩体制の不安要素、待ち受けている米韓の大統領選挙など流動的要素も大きい。慎重かつ積極的な関与政策が関係国に求められる。(梅林宏道) @

注

- 1 「労働新聞」、「朝鮮人民軍」、「青年前衛」の3紙
- 2 引用は英語版「朝鮮中央通信」(12年1月1日)から訳出。
- 3 英語版「朝鮮中央通信」(12年1月5日)から訳出。
- 4 本誌第373-4号(11年4月15日)。
- 5 06年以降のピースデポ発行『イアブック-核軍縮・ 平和』に収録。

【資料2】ウラン濃縮計画についてのDPRK外務省の発表に関するロシア外務省報道情報部コメント

2011年11月1日

我々は、北朝鮮において急激に進む 軽水炉の建設及び軽水炉燃料用低濃 縮ウランの生産能力の蓄積に関する 北朝鮮側の声明に注目した。これに関 連して、我々は以下のことを述べてお きたい。

DPRKにおけるウラン計画の一貫し

た実施は、深刻な懸念を引き起こさずにはおかない。我々は、平和的な原子力エネルギー開発についてDPRKの主権的権利を決して疑問視するものではないが、この権利が、関連する国連安全保障理事会決議に反して、広く認知された不拡散体制の範囲の外側で行使されつつあるという事実には同意できない。

我々は、国連決議1718及び1874に 述べられた国際社会の意見に耳を傾 け、NPT及びIAEAの保障措置に復帰す る実際的努力を開始し、そして第一段階として、ウラン濃縮を含む全ての核活動のモラトリアムを宣言し、寧辺核センターのウラン濃縮施設を査察するIAEAの専門家を招聘することを、北朝鮮の仲間たちに強く求める。朝鮮半島の非核化に関する6か国協議の再開と北東アジア地域の平和と安定の強化のための好条件は、このようにしてこそ作り出されるであろう。

(訳:ピースデポ、英語版より訳出)

インタビュー と資料

赤十字の核兵器廃絶運動

本誌前号で紹介したように、昨年11月26日、世界187か国・地域の赤十字社・赤新月社、国際赤十字・赤新月社連盟(IFRC)、国際赤十字委員会(ICRC)の3つの機関で構成される「国際赤十字・赤新月運動」(以下、「運動」)の代表者会議が、歴史的な核兵器廃絶決議案を採択した。ここでは、2つの関連資料を紹介する。

資料1(4ページ)は、ICRCの軍縮部長であるピーター・ハービー氏による昨年12月21日付のインタビューの訳「である。氏は、一昨年のケレンベルガー総裁演説²や上記決議が謳うように、上記決議に表現された赤十字の見解をあらためて強調した上で、「核兵器の廃絶につながるような信頼性のあるプロセス」の早期開始を訴え、それに向けた市民社会、メディア等を含めた意識喚起と行動を求めた。

資料2(5ページ)は、11年11月の「代表者会議」 で配布された「背景文書」³である。同文書は、人 道的見地からの核軍縮議論が焦点化する中、赤十字としての見解を求める声が各国政府、市民社会から高まったこと、決議がそうした役割を果たすものであること、また、広島、長崎への原爆投下直後に始まる「運動」の活動が各国で活発化していることを歴史的経緯を含めて述べている。また、オーストラリア赤十字社による「核兵器を標的にしよう」と題されたキャンペーン、核兵器の使用の是非を問うオンライン投票が、また、北欧5か国赤十字社によるアピールなど、各国の赤十字社が取り組んでいる具体的行動が紹介されている。(編集部) 個

- 1 www.icrc.org/eng/resources/documents/interview/2011/nuclear-interview-2011-12-21.htmに映像がある。
- htmに映像がある。 2 ピースデポ・イアブック「核軍縮・平和2011」に全訳。
- 3 www.icrc.org/eng/resources/documents/report/ nuclear-background-document-2011-11-26.htm
- 4 http://targetnuclearweapons.org.au/

【資料1】ピーター・ハービーICRC軍縮部長 インタビュー



<なぜICRCは核兵器廃絶を求めているのか?>

核兵器は、これまでに発明された兵器の中でもっと も破壊的なものです。それは、皆さんが日々ニュース で見るような通常兵器とは異なるものです。核兵器が 使用された場合のもっとも即時的な影響は、わずか数 秒で都市全体を破壊し、数十万人の命を奪うことで しょう。しかし、それに加えて、何世代にもわたって続 く、無差別的な影響があるのです。放出された放射性 物質は、大気を通じて多くの国と地球の大部分に拡散 し、核兵器が使用された地域をはるかに越えた他国の 人々を汚染し続けます。こうした放射能汚染の影響の 一つがガンであり、生存者の多くが生涯のあいだに罹 患することになります。広島の被爆者の場合だと、核 兵器が使用されてから5年の間に、使用直後の2倍の 人々が亡くなっています。これは放射能汚染のためで あり、生き残った人々にもきわめて高い確率で、特定 の型のガンがみられるのです。さらに、放射性物質に 晒された人々の遺伝子は傷つきます。今日私たちが目 にしているものは、1945年に広島・長崎で被爆を経験 した人々の子どもたちの遺伝子が傷つき、その他の型のガンも増加しており、それが核兵器使用66年後に起こっているということです。このように、核兵器の効果は時間的、空間的に制御することは事実上不可能であり、よって私たちの見解は、核兵器の使用は国際人道法に照らして、行われてはならないというものです。

<赤十字決議のインパクトは?>

決議は、核軍縮に関する議論が新たに起こり、各国で冷戦後はじめて議論の俎上にのぼっていることを歓迎しています。米国とロシアの大統領が長年にわたって核兵器廃絶に向けた努力を行ってきていることにも留意しています。また、核不拡散条約のすべての加盟国が、昨年、核兵器のいかなる使用も破滅的な人道的結果をもたらすこと、そして国際人道法との関連性について認識したことを歓迎しています。さらに、各国の赤十字社に対して、いかなる核兵器使用も人間に想像を絶する影響を与えるものであると意識喚起する行動を今こそ開始し、核兵器は廃絶されるべきであるという姿勢を強化するよう各国政府に働きかけることを求めています。

くなぜ今、核兵器廃絶なのか?>

世界は今、重要な転換点にあります。この20年間で 核兵器保有国が増加しました。さらに、非国家主体が、 核兵器に使用できる物質、さらには核弾頭そのものの 取得をめざしています。核兵器の廃絶に繋がるような 信頼性のある国際プロセスを開始しなければ、核兵器 はさらに多くの国家に拡散し、非国家主体は核兵器の 技術、さらには核兵器そのものを取得することになる だろうと私たちは考えています。そのことは、とりもなおさず、核兵器使用の可能性が今後高まり続けることを意味するのです。ICRCは約2年前、3年にわたる調査を経て、核兵器使用の被害者を救援する十分な国際的能力は存在しないとの結論に達しました。その点については、化学兵器、生物兵器、放射能兵器も同じです。そして、そのような結論に達したならば、何をすべきかは明らかでしょう。すなわち、唯一のとりうる手段は予防であり、この決議は、予防への道筋を提示しているのです。最新の環境科学によれば、限定的な兵器使用、たとえば数百発の核兵器使用でさえも、世界の大部分の地域の気温を低下させるとされています。その結果、植物の生育期間が短縮され、大規模な飢饉が起こって、数十億人が死ぬことになるかもしれません。このように、今何かをしなくてはいけないとい

うことに関して、私たちにはきわめて説得力のある根 拠があるのです。

<成功の可能性はあるか?>

私たちの楽観論には根拠があります。我々は何かの始まりを確信しており、それを活かさねばならないと考えています。しかし、結局のところ、これまでになされた誓約を確実に実行し、いかなる核兵器使用も破滅的な人道的結果をもたらすとの意識を高めるのは、個々人であり、各国赤十字社とその指導層であり、市民社会であり、メディアなのです。諸国家はそのことを初めて明確に認識しだしています。そして、もしあなたが、ある原因によって破滅的な人道的結果がもたらされるかもしれないと知っているのならば、あなたには行動する責任があるのです。 (訳:ピースデポ)

【資料2】CD/11.4.1国際赤十字·赤新月運動代表者会議

スイス・ジュネーブ 2011年11月26日

(中略)

背景文書

文書作成:赤十字国際委員会 核兵器廃絶に向かって進む

背景:核軍縮議論における進展(略)

国際赤十字・赤新月運動におけるこれまでの核兵器関連活動(1945~2010年)

決議案(「核兵器廃絶に向かって進む」)は、核兵器及び他の大量破壊兵器に関する運動(訳注:国際赤十字・赤新月運動。以下同じ)の最近の取り組みの一例に過ぎない。核兵器に対するICRCの懸念は、1945年8月6日、広島への原爆投下のほぼ直後に始まる。当時ICRCの極東代表であったマルセル・ジュノー博士は、市内に最初に足を踏み入れ、原子爆弾の壊滅的影響をその目で見、生存者の救援を行った外国人医師の一人であった。

広島、長崎への原爆投下の直後か ら、赤十字・赤新月運動は、核兵器に 対する懸念を表明してきた。1945年 9月、ICRCは、核兵器廃絶を願うメッ セージを各国の赤十字社・赤新月社に 送付した。続いて、大量破壊兵器、とり わけ核兵器の禁止を求める同運動全 体の意向が、国際会議における決議採 択を通じて明確に表明された。いわゆ る「非志向性兵器」(原子兵器を指す) に言及した第17回国際会議決議XXIV (1948)は、「戦争遂行の目的におい て、そのような兵器、ならびに原子エ ネルギーあるいは同様のいかなる戦 力への依存も完全に禁止することを 約束する」よう各国に求めた。これに 続き、第18回会議(1952年)は決議

XVIIIを採択した。原子兵器に言及したその主文は、「政府は、全面的軍縮の枠組みの中で、原子兵器を禁止し、原子エネルギーの利用を平和目的に限ることを確実にすべく、原子エネルギーの国際管理に向けた計画に合意すること」を要請した。

最近の例として、運動は、2009年の代表者会議において核兵器に対する懸念を表明した。決議7(「特定の種類の兵器の開発、使用、拡散によって生じる人道的結果を防止する」)は、代表者会議が「核兵器の拡散ならびに使用の可能性が引き続き脅威をもたらしていることに深く憂慮するとともに、国際的課題として各国が核軍縮に立らなる焦点を当てていることを歓迎する」と述べた。より具体的には、決議は「決意と緊急性をもって、核兵器廃絶に向けた努力を継続するよう各国に求める」ものである。

運動はまた、ヤコブ・ケレンベル ガーICRC総裁がジュネーブの外交官 らに対して行った2010年4月20日の 核兵器に関する演説を想起する。ICRC 総裁がこの問題に特化して各国政府 に直接語りかけたのは初めてのこと であった。ケレンベルガー総裁は、核 兵器が健康に及ぼす凄惨かつ長期的 な結果を想起し、今日においても、核、 化学、生物、放射能兵器の被害者を救 援しうる能力はほぼ存在せず、いかな る現実的あるいは調整された国際的 な計画も存在しないことを強調した。 総裁は、我々が現在、前進の機会を手 にしていることを強調するとともに、 各国政府に対し、核兵器の使用が国際 人道法に一般に違反するとした国際 司法裁判所の勧告的意見をあらため て想起した。人道機関としてのICRC を代表して、ケレンベルガーは、各国 が核兵器の使用の合法性にかかわる

見解の如何を問わず、そのような兵器が二度と使用されないよう確実にすべく各国に訴えた。さらには、近衞忠煇・国際赤十字・赤新月社連盟会長も、広島でのノーベル平和賞受賞者世界サミット(2010年11月)の演説において核兵器問題を取り上げ、いかなるコミュニティ、都市、国家もそのような兵器の恐怖に二度と晒されることのないよう、行動の必要性を訴えた。

これらの演説は、多くの各国赤十 字・赤新月社に影響を与え、核兵器の 問題を国家ないし地域レベルで取り 上げるきっかけとなっている。オース トラリア赤十字社は、核兵器の人的コ スト、国際人道法への違反、その使用 を非合法とする必要性を強調する国 内キャンペーンを計画している。デン マーク、フィンランド、アイスランド、 ノルウェー、スウェーデンの赤十字社 は、核兵器に関する努力を強化するこ とで合意している。2010年、これらの 赤十字社は、北欧の諸政府に対し、法 的拘束力のある条約を通じた核兵器 廃絶に向けた交渉を追求するよう求 める共同アピールを送付した。

マルセル・ジュノー博士の証言は次のような文章で始まる。「この爆弾の物理的影響は信じがたく、いかなる想定をも超え、想像を絶するものであった。その道義的影響は凄惨なも通った。その道義的影響は凄惨なも通過という共通にかかる重大な懸案と相容れず、国際人道法のも患をとれず、国際大道法のものを表した数の生存の持続を脅かしうるものである。国際赤十字・赤新月運動の原則は、それらの恐るべき影響に対して無関心でいることはできない。人類はいま岐路に立っている。運動は、正しい選択に導くうえで中心的役割を担うことができる。

(訳:ピースデポ)

APLN:アジア太平洋核不拡散・核軍縮リーダーシップ・ネットワーク

設立声明で北東アジア非核兵器地帯などを提唱

日本から首相・外相経験者含む5氏が署名

アジア太平洋核不拡散・核軍縮リーダーシップ・ネットワーク(APLN)発足声明「の**抜粋訳を6~7ページ**に掲載する。

APLNは、ギャレス・エバンス(豪)、川口順子(日)という二人の元外相が共同議長をつとめた「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」(ICNND、09年~10年)²を継承し、アジア太平洋から核兵器廃絶の気運を醸成・発信することを目的に、エバンス氏の提唱によって11年5月に発足した元閣僚、国際機関・研究機関リーダーのネットワークである。

この「設立声明」は11年11月に東京で開催された会合で合意され、12月12日、31名の共同署名者とともに公表された。共同署名者の出身国は次のとおりである:オーストラリア、中国、インド、インドネシア、日本、マレーシア、モンゴル、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、韓国、シンガポール、スリランカ、ベトナム。日本からは、阿部信泰(元国際連合事務次長)、福田康夫(元首相)、川口順子(元外相)、河野洋平(元外

相)、岡田克也(元外相)の5氏が署名している。

「声明」は、オバマ米大統領の「核兵器のない世界」のビジョンの実現が行き詰まりつつあるとの危機感に基き、アジア太平洋の政策決定者による真剣な努力が決定的に重要であると強調している。「声明」は5項目の政策的誓約を求めた(第8節)。そこには「先行不使用の誓約」が含まれている他、特に注目されるのは、「核兵器禁止条約の諸要素の検討」とならんで「北東アジア、中東における非核兵器地帯の設立の奨励」が提唱されていることである。これらは、「ICNND報告書」を前進させた内容である。

この声明に日本の元閣僚4氏が署名していることは、「核兵器禁止条約」と「非核兵器地帯」という焦眉の課題に関する国内議論活性化の手がかりになろう。(田巻一彦) @

注

- 1 www.a-pln.org
- 2 ピースデポ・イアブック「核軍縮平和」2009-10年版に最終報告書「勧告」の全訳。

【資料】アジア太平洋核不拡散・核 軍縮リーダーシップ・ネットワー ク設立声明

2011年12月12日

1. 新ネットワークの必要性一我々は、核兵器がすべての国家と人々の生存に対する実在的脅威であることを確信しつつ、核兵器のない世界を支持するために結集した。南アジアから東アジア、そしてオーストラリアに至るアジア太平洋地域において、かつて高い指導的立場もしくは諮問的立場にあった者たちの集団として、我々はこの地域の内外において、核兵器を効果的に封じ込め、削減し、廃棄して、これら目的に資するような安全保障環境を創出するために努力する。

2~5 (略)

6. 新しい政策的気運の必要性一我々は、核兵器の脅威の無い世界を達成するための努力は、死活的な段階にあり、世界的にも地域的にも再活性化が強く求められていると信じる。最近まで事態は楽観できる状況にあった。冷戦時代の高名な政治家の多くが、現在の世界における核兵器の役割と有用性に疑義を呈し、多くの研究機関や有

名人から構成される国際的委員会は 核問題に焦点をあてた分析や提言を 発し、さらに市民社会の運動も再興し ていた。また、オバマ米大統領はプラ ハ演説において、「核兵器のない世界」 を実現するとの画期的な誓約を行っ た。その後にも重要な進展が続いた。 すなわち、米国とロシアが配備戦略 核を削減することに合意し、2010年 NPT再検討会議はそれなりの成果を 生んだ。またワシントンでは核保安サ ミットが開かれ、次の会議が2012年 にソウルで開かれる。

7. しかしこれらの肯定的動きは、行 き詰まりの危機に直面している。包括 的核実験禁止条約の発効においては わずかな進捗しか見られず、兵器用核 分裂性物質のさらなる生産を禁止す る条約の交渉を開始し、将来の民生用 原子力部門における核拡散リスクに 対処し、NPT体制を抜本的に強化しよ うとする動きのすべては、ほとんど前 進が見られていない。米口二国間のさ らなる軍備削減交渉は停滞しており、 NPTの中であれ外であれ、現存する核 兵器保有国の間には究極的に核兵器 の無い世界につながるような多国間 交渉を真剣に開始しようという意志 は見られない。

- 8. 我々は、核兵器世界が抱えるリスクに対処し、核兵器のない世界のビジョンを前進させるとするならば、政策決定者たちは次の5つの固有の、しかし相互に連関した政策を公約すべきであると信じる:
 - 一 軍縮における行動:2国間及び 多国間プロセスを通して国家の軍 備における核兵器の役割と重要性 を劇的に減少させること。ここに は、先行不使用の誓約、強固な消極 的安全保証、拡大抑止を核の脅威の 緊急事態に対する抑止手段に限定 することの明確化が含まれる;核兵 器の数を最小化すること;核兵器の 配備上限数と警戒態勢を最小化す ること;核兵器の全面的廃棄を達成 すること。
 - 一 不拡散における行動: NPT保障 措置体制を強化すること; 追加議定 書を普遍化し実効性をもって履行 すること; 拡散抵抗性の高い技術の 開発を含め、すべての原子力エネル ギー民生利用の拡大における拡散 の可能性を最小化すること; 北朝鮮 とイランによってもたらされてい る最近の拡散リスクに対応するた め、国連安全保障理事会の行動を通 じて効果的な国際的措置をとるこ

- 一 不拡散と軍縮双方のための重要 な礎石を築くこと:包括的核実験禁止条約を発効させること;既存の備蓄に対処する実効性ある核分裂性物質カットオフ条約を交渉すること;核保安措置を世界的に強化すること;とりわけ北東アジア及び中東を含む緊張を抱えた地域における新たな非核兵器地帯の形成を奨励すること;パン・ギムン国連事務総長が5項目計画で提案したとおり、核兵器禁止条約の諸要素を将来の多国間交渉の基礎として検討、発展させること。
- 一 軍縮を阻害している地域的緊張 と核兵器以外の要素に対処すること:核兵器の非合法化、最小限化、そ して廃絶の追求は、南アジア、朝鮮 半島、中東のような核対決の潜在す る地域における関係の強化、安定維 持のための体制や対話及びプロセ スを強化する確固たる努力がなければ達成できない。
- 一 核の脅威に関して大衆を教育し 情報を提供すること:一般大衆に対 する持続的な教育と情報提供活動、 とりわけ若い世代に対して核兵器 及び関連技術がもたらす火急の危

- 機について伝えてゆく活動、及び保 有核兵器を維持するために、少なく とも年間1000億ドルが浪費されて おり、それらは発展途上国において 他の目的に使うことが可能である ことを人々に知らせること。
- 9. APLNの作業計画と優先課題一我々の当面の作業計画は、我々の地域のみならずより広い国際的文脈において取りわけて重要な3つの分野に焦点を与えるものとなるであろう。
 - 一 抑止:核抑止に対する信頼は、 依然として、アジア太平洋地域のみ ならず多くの国によって共有され ていることから、軍備における核兵 器への依存を低減し究極的に廃絶 するためには説得力のある議論が 必要である。APLNは、現在の世界的 環境において、核抑止力が一体どの ような文脈で信頼しうるものなの か、拡大抑止の適切な範囲と制限、 南アジアと北東アジアにおいて、認 知された抑止の役割とはどのよう なものなのかといった問題に取り 組み、北東アジアにおける北朝鮮も 含む非核兵器地帯の展望と実現可 能性を探求する。
- 一 透明性その他の核軍縮の条件: ドクトリンのみならず、備蓄核兵器 の質及び量並びにそれらの一般的 配備状況を含む能力をも対象とす るきわだった透明性は、核軍縮の確 固たる前進にとって必須の前提条 件である。透明性は、相互の信用、信 頼及び尊敬に基礎を置くものでな ければならないが、アジア太平洋地 域においてはしばしばそれらが欠

如している。APLNはこれらの必要

に応える道を探求する。

一 核燃料サイクル:原子力エネルギーの民生利用が今後拡大すると見込まれるアジア太平洋地域にとって、濃縮及び再処理、全過程に対する燃料供給保証、使用済み燃料の管理、そして保安と安全を包含する原子力計画に対する、国際協調的アプローチの開発は重要課題である。APLNは、地域協力と高度な不拡散、保安、安全基準を目指すアジア原子力共同体構想の展望を探求する。

10~12 (略)

(訳:ピースデポ)

米国防認可法 海兵隊グアム移転費を全面削除

「ロードマップ合意」、根拠失う

普天間の危険除去へ――日米は再交渉を

2011年12月31日、米国で「2012会計年(11年10月~12年9月)国防認可法」が発効した。同法は、国防総省が要求していた在沖縄海兵隊のグアム移転に伴う施設建設費、約1億5600万ドル(約120億円)を全額削除するとともに、計画の実現性に対する強い疑念を示した。このことは、米政府が計画の根本的見直しに着手せざるを得ない段階に入ったことを意味している。日米両政府がグアム移転との「パッケージ」と位置付けた普天間飛行場の移設計画も、再考されなければならない。

12会計年国防認可法と予算削減

本誌第379号(11年7月1日)で詳述したとおり、11年6月22日、民主党の重鎮、カール・レビン委員長率いる上院軍事委員会は、グアム移転費を全額削除した法案を可決し、上院本会議も11月15日にそのまま可決した。一方、下院は政府要求を全額承認する法案を5月26日に採択していたため、調整が両院協議会に委ねられた。協議

会は、12月12日に上院の決定と同じ全額削除で合意に至り、一本化された法案が12月14日に下院で、翌15日に上院で採択され、大統領に送付された。その後、12月31日の大統領署名によって、冒頭の2012会計年国防認可法が発効した(公法112-081¹)。国防費全体では、政府要求から266億ドル(約2兆円)が削減された。

両院協議会は、12月12日に一本化した法案とともに発表した「議会報告(112-329)」の「グアム再編(2207節)」において、グアム移転費凍結の理由と、国防総省への要求を以下のように述べている。

- 国防総省は、環境調査、法整備、土地使用問題 など、数多くの障壁を克服しておらず、その ことにより、過去の予算案によって認可さ れた移転関連計画の実施が遅れている。
- 両院軍事委員会は、グアムにおける海兵隊配備を支持してきたが、国防長官は、海兵隊施設やインフラストラクチャー建設のためのマスタープランを未だ提供できていない。
- 両院協議会は、我々の戦略的利益に資するア

ジアにおける包括的アプローチを支持し続ける。グアムは合衆国の地域安全保障計画の枠組みにおいて不可欠な要素であるが、包括的マスタープランの不在が継続し、また日本政府が普天間代替施設に関して実質的な前進を示せずにいることは、再編計画にさらなるリスクを及ぼしている。

● 両院協議会は、国防長官が両院軍事委員会 に対し、グアム移転計画に関するマスター プラン及び経費削減戦略を即座に提出する ことを奨励する。

前述のとおり、この考えを明白に打ち出した のは6月22日の上院軍事委員会の決定であった が、その時点では下院との調整によって予算が 一部復活される可能性も皆無ではなかった。し かし、財政赤字削減策として8月2日に発効した 「予算管理法(BCA)」が、国防予算の更なる大幅 削減を要求するものであったため、予算復活の 道は完全に閉ざされた。同法は、今後10年間の 国家予算全体の歳出削減のうち、同法が定めた 約0.9兆ドルに加え、議会に超党派特別委員会 を設置し、約1.5兆ドルの追加削減策を11月23 日までに議会に報告することとした。同委員会 が1.2兆ドル以上の削減策を提示できないか、 12月23日までに合意できない場合には、13年以 降、1.2兆ドルの削減が自動的に実施されると いう「トリガー条項」が盛り込まれた。結果的に 超党派委員会が合意に失敗したことから「トリ ガー条項」が発動される見込みである。

このような背景の中で、巨額の財政赤字を抱える米国の軍事費削減の動きは、グアム移転そのものの凍結に至った。言い換えれば、「海兵隊のグアム移転を条件として普天間を辺野古に建設する代替施設に移す」という、06年の日米安全保障協議会(2+2)「ロードマップ合意」は、米議会の意思によって崩れ去ったのである。

日本政府、アセス評価書の県提出を強行

米側でグアム移転費が凍結された一方で、日本政府は、辺野古移設を前提とした普天間代替施設建設に関する環境影響評価(環境アセスメント)の評価書の県への提出を強行した。12月27日、防衛省沖縄防衛局は、政府の姿勢に反発した市民や議員が県庁内外に結集したため、宅配業者による送付を試みた。しかし失敗し、28日午前4時に防衛局員が書類を搬入した。仲井真弘多知事は、環境アセス法に基づいて提出された評価書は受理しないわけにはいかないとしつつ、その提出方法に対し、「不可解な感じがする。本来、正面から正々堂々と持ってくるべきものだろうと思う」と苦言を呈した。評価書は1部約7000ページで、辺野古沿岸部埋め立て事業分4

部と、代替施設設置事業分20部から成るが、急ごしらえで作成・提出された書類には、約500通の住民意見や知事意見、事業者側の見解など、約80ページ分が欠落しているなどの不備があった。県は防衛局に再提出を求め、防衛局は12年1月5日、6日に追加資料を提出した。

評価書の年内提出という「対米公約」実行の体面を保つために、夜陰に乗じて行われた提出は、 米議会での動きと対照的であり、滑稽ですらある。アセス評価書提出の強行で日本政府が示したのは「普天間は県外、国外に移設せよ」という沖縄の声を退ける冷酷な意志である。

日本はビジョンと主体的外交を

本誌が指摘してきたように、グアム移転費の 凍結によって米政府と軍が失うものは何も無い。彼らは、グアム移転が進捗せずとも、辺野古 に代替施設を建設すればよいと考えているであ ろう。さらには、辺野古の代替施設建設が難航 し、実現不可能となったとしても、普天間飛行場 という既得権が守られさえすれば、何ら問題は 生じないとも考えているのであろう。

オバマ米大統領は11年11月16日、就任後初めてオーストラリアを訪問し、同国との軍事協力関係を拡大し、アジア太平洋地域における米国のプレゼンスを高める方針を発表した。その一環として今後数年間で、米海兵隊2500人を駐留させるとの方針も示された。また、12年1月5日には、「米国のグローバル・リーダーシップを維持する:21世紀の国防の優先課題」2と題する、新たな国防方針が発表された。そこでは、米軍をより小規模でスリムにしつつも、アジア太平洋地域における同盟国の役割拡大により態勢を維持・強化する方針が打ち出されている。予算削減が至上命題となっている米国は、軍事費削減を様々な形で日本を含む同盟国に「肩代わり」させることをさらに求めて来るであろう。

グアム移転の凍結は、流動するアジア太平洋の戦略状況と、決定的には財政赤字削減という至上命題の前で、この地域の軍、とりわけ海兵隊配備の在り方を包括的に見直そうという動機に基づくものである。日本政府は、「沖縄の負担軽減と普天間の危険性の除去」という原点にたって、沖縄の米軍配備を根本から再考し、普天間の県外・国外移設を米側に働きかける、主体的外交を展開すべきである。その前提には、アジア太平洋地域の安全保障に関するビジョンが置かれなければならない。(塚田晋一郎) ❻

注

- 1 www.gpo.gov/fdsys/pkg/BILLS-112hr1540enr/pdf/ BILLS-112hr1540enr.pdf
- 2 www.defense.gov/news/Defense_Strategic_Guidance.pdf

果てしなき米ロの応酬

昨年の11月23日、ロシアのメドベージェフ大統領は、強い調子で米国と北大西洋条約機構(NATO)の欧州におけるミサイル防衛(MD)構築を批判した。

ブッシュ政権が進めていた東欧へのMD 施設配備を09年9月に中止したオバマ政権 が、米ロの戦略兵器削減条約(新START)の 批准された今になって、改めて東欧にMD を設置しようとしていることへの反発で あった。確かに米国は昨年に入ると、ルー マニア、トルコ、ポーランドと相次いでMD 配備計画への合意を取りつけたため、ロシ アからみれば一杯食わされた、との感が否 めなかったに違いない。しかも米側がこれ はあくまでイランの脅威を対象としたも のと説明したのに対して、それならロシア に向けられた配備でないことを法的義務 を伴う文書にして欲しいと申し出たが、 あっさり拒否されてしまった点も怒りを 増幅させたようだ。

対抗措置として、ロシアのカリーニングラード州やロシア南部へのミサイル配備、更に場合によっては新STARTからの脱退もあり得る、とまで言及した。もっともこうした強硬姿勢はメドベージェフ大統領自身の意志というよりも、対米強硬派のプーチン首相の大統領復帰に向けた一種のポーズではないか、と見る向きもあるという。

それにしても米口の関係というのは、いつの時代も相互協力と相互不信とが複雑に絡み合ってきている。とくに相互不信が露骨な形で示されたのは、何といっても東西冷戦中のそれであったろう。例えば米国やNATO軍にとって、ソ連に後押しされた東欧の優勢な通常戦力は、西欧を侵略するかも知れない脅威として映った。そのためこれを防ごうと、NATO軍は核兵器による抑止が必要と判断し、射程距離の短い「戦術核」の配備に踏み切った。そのことが当時のソ連軍には、逆にNATO軍がソ連東欧圏への攻撃意志を示したのではないか、と

の疑念を生じさせた。ソ連側は相手を上回る防御手段として、同じく戦術核を配備したばかりか、敵軍用にも報復用にも使用可能な「戦域核」を配備して抑止しようとした。その情報が伝わるやNATO側は戦域核はもちろん、更に射程距離5500キロメートル以上の「戦略核」さえ配備するに至ったのである。

冷戦時代の相互不信に終止符を打とう としたのは、1986年1月、当時のゴルバ チョフソ連共産党書記長が、第27回ソビエ ト共産党大会に際して行った演説によっ てであった。「何時までも報復に対する恐 怖、つまり『抑止』あるいは『威嚇』の論理の 上に安全を構築することはできない」と して、3段階の15か年ですべての核兵器を 2000年までに完全撤廃しようとの提案を 呼びかけた。いわゆるゴルバチョフの新 思考の表明であった。1986年10月のレイ キャビク米ロ首脳会談では、レーガン米大 統領がこの提案を受け入れたばかりか、二 人は更に10年間で核兵器をゼロにすると いう、より短期の計画にさえ合意したの だった。だが一方では、そのレーガン大統 領が宇宙空間でソ連の弾道ミサイルを迎 撃しようとする戦略防衛構想(SDI、いわゆ るスター・ウォーズ計画)に固執したため に、遂に会談は決裂してしまった。同席し たシュワルナゼソ連外相(当時)に、人類は 千載一遇の核廃絶の好機を逸した、と口惜 しがらせた一幕であった。

以上のような歴史的経過を見てくると、いかに米ロ両国が今日まで核対核、核対ミサイル、ミサイル対ミサイルの抑止政策を繰り返してきたかが理解できよう。両国首脳は折に触れて米口の友好関係を強調する。しかし外交辞令とは裏腹に、互いの疑心暗鬼が生み出す「矛と盾」の開発競争にうつつを抜かす大国の"業"とでもいうべき姿が、否応なく浮き彫りにされてくる思いがする。



特別連載エッセー●60

被爆地の一角から

つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年~92年長崎大学 長。過去4回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの前実行委員長。 2010年12月、長崎市名誉市民に。 土山秀夫

2012年核軍縮関連カレンダー

ジュネーブ軍縮会議(CD)

- 1月23日-3月30日 第1会期
- 5月14日—6月29日 第2会期
- 7月30日-9月14日 第3会期

核保安サミット

● 3月26日、27日 ソウル

国連軍縮委員会(UNDC)

● 4月2日-20日 ニューヨーク

核不拡散条約(NPT)再検討会議準備委員会

● 4月30日-5月11日 ウィーン

G8サミット

● 5月19日、20日 シカゴ

核供給国グループ(NSG)総会

● 6月 米国(都市未定)

武器貿易条約(ATT)国連会議

● 7月2日―27日 ニューヨーク

アセアン地域フォーラム(ARF)

7月 カンボジア・プノンペン

核実験に反対する国際デー

● 8月29日

第67回国連総会

● 9月11日開会 ニューヨーク

国際原子力機関(IAEA)総会

● 9月17-21日 ウィーン

化学兵器禁止条約(CWC)締約国会議

● 11月26日―30日 ハーグ

生物兵器禁止条約(BWC)締約国会議

● 12月10-14日 ジュネーブ

 $2011.12.6 \sim 2012.1.5$

作成:塚田晋一郎、小野まい子

APLN=アジア太平洋核不拡散・核軍縮リーダーシップ/ DOD=(米)国防総省/MD=ミサイル防衛/NNSA=(米) 国家核安全保障管理局/SLBM=潜水艦発射弾道ミサイル

- ●12月12日 APLN、設立声明を発表。北東ア ジア非核兵器地帯に言及。(本号参照)
- ●12月15日付 ヘッカー・スタンフォード大 国際安保協力センター所長、北朝鮮は核弾頭 小型化の技術を保有していないと述べる。

ピースデポ第13回総会記念シンポジウム

「北東アジアの平和の形と市民社会の役割」(版)

2012年 2月25日(土) 午後1時半~4時半(1時15分開場)

川崎市総合自治会館ホール JR、東急線 武蔵小杉駅・徒歩7分

【第1部】 【第2部】

市民フォーラム

イ・キホ(韓国「ノーチラスARI」)

「韓国から見た北東アジアの安全保障環境」(仮)

高原 明生 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)

「台頭する中国の行方―日本はどう向き合うのか」(仮)

※翌26日午前に総会を開催します。どなたでもご参加できます。

- ●12月15日付 DODが内部文書でF35戦闘 軍属の交通事故を日本側で訴追可能に。 機の生産計画の再考を提言したことが判明。
- ●12月19日 北朝鮮、日本海に向け短距離ミ サイル2発の発射実験。聯合ニュース。
- ●12月19日 北朝鮮、金正日総書記が17日に 急死したと報じる。(本号参照)
- ●12月20日付 パネッタ米国防長官、イラン は1年以内に核保有が可能と述べ、軍事行動 も辞さない姿勢を示唆。
- ●12月23日 ロシア国防省、SLBMブラバ2発 の発射実験に成功したと発表。
- ●12月23日 海自護衛艦「きりさめ」、中国軍 ミサイル駆逐艦「瀋陽」と青島沖で合同訓練。
- 合は、ホルムズ海峡を封鎖すると警告。
- ●12月31日 オバマ大統領、イランから原油 を輸入する国の金融機関に米国独自の制裁 を科す法案に署名。
- ●1月1日、2日 イラン、ホルムズ海峡周辺で 海軍演習。中距離地対空ミサイル訓練。
- ●1月4日付 EU加盟27か国、イラン産原油 の輸入を禁止することで原則合意。
- ●1月5日 米、新国防戦略を発表。兵力を削 減し、アジア太平洋重視の方針。(本号参照)
- ●1月5日 NNSA、サンディア国立研究所で 11年11月16日にZマシンによる新型核実験 を実施したことを明らかに。時事。

沖縄

- ●12月7日付 11年9月のDOD内部文書でオ スプレイの衝突回避装置等の不具合が判明。
- ●12月13日 マケイン米上院議員、海兵隊グ アム移転費の凍結に関わらず、県外への普天 間移設などの再編は行われるべきと述べる。
- ●12月15日 政府、名護市に11年度の米軍再 編交付金を支給しない方針を固める。
- ●12月16日 日米両政府、地位協定の運用見 直しで合意。公的行事での飲酒後の米軍人・

- ●12月16日 一川防衛相、12年度予算案に辺 野古代替施設建設費を盛らない考えを示す。
- ●12月16日 仲井真知事、参院沖縄北方特別 委員会に参考人として出席。県外移設の方が 早いと述べる。オスプレイ配備計画を批判。
- ●12月18日 玄葉外相、ワシントンでイノウ 工米上院歳出委員長と会談し、普天間移設を 「日米合意通り進める」と述べる。
- ●12月19日 玄葉外相とクリントン米国務 長官が会談。普天間移設と海兵隊グアム移転 を日米合意通り進めることを確認。
- ●12月19日 政府、12度予算案の海兵隊グア ●12月27日 イラン、原油輸出への制裁の場 ム移転費を、概算要求額の約519億円から80 億円程度に削減する方針を固める。
 - ●12月20日 防衛省、県と宜野湾市のオスプ レイに関する質問状に回答。
 - ●12月24日 政府、12年度沖縄振興予算案を 11年度比27.6%増の2937億円と決定。
 - ●12月28日 沖縄防衛局、普天間アセス評価 書を午前4時に県庁に搬入。(本号参照)
 - ●12月28日 リトルDOD報道官、アセス評価 書の県提出を「意義深い進展」とする声明。
 - ●12月31日 グアム移転費全額削除の米国 防認可法にオバマ大統領が署名。(本号参照)
 - ●1月1日付 一川防衛相、普天間移設との 「パッケージ」の、嘉手納より南の6米軍基地 の先行返還の可能性を探る考えを示唆。
 - ●1月5日付 米海兵隊、岩国やキャンプ富士 でのオスプレイ運用検討で環境調査。日経。
 - ●1月5日 伊波前宜野湾市長、安里市長の辞 職に伴う市長選(2月12日)への出馬を表明。

今号の略語

APLN=アジア太平洋核不拡散・核軍縮 リーダーシップ・ネットワーク

ARF=アセアン地域フォーラム

BCA=(米)予算管理法

ICNND=核不拡散・核軍縮に関する国際委員会

ICRC=赤十字国際委員会

IFRC=国際赤十字·赤新月社連盟

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場 アボリション・ジャパンML に参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp ₹ メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo! グループのML に移行しました。これまで と登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

-スデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇 されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの 入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員:梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd>yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org> 塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、中村桂子<nakamura@peacedepot.org>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6 桁):会員の方に付いています。●「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願 います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購 読の更新をお願いします。●メッセージなし:贈呈いたし ますが、入会を歓迎します。



次の人たちがこの号の発行に 参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、中村桂子 (ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、岡本高 明、小野まい子、塚田夢笙、津留佐和子、中村和子、丸山淳 一、吉田遼、土山秀夫、梅林宏道